

非常脱出用面格子

トビテール[®] 望^{のぞみ}70

特許・意匠・商標：取得

取扱説明書



このたびは、当社製品をお買い上げいただき誠にありがとうございます。
ございます。

この取扱説明書は、お客様が末長く適正な使用をしていただくための説明・注意事項が記載してありますので大切に保管しておいてください。この製品を正しくお使いいただくため、ご使用前には、この取扱説明書をよくお読みください。引越し等により転出される場合は、この取扱説明書を次期入居者または、管理人に必ずお渡ししてください。



安全上のご注意（必ずお守りください）

お使いになる人や他の人への危害、財産への損害を未然に防止するため、必ずお守りいただくことを、次のように説明しています。

■表示内容を無視して誤った使い方をしたときに生じる危害や損害の程度を、次の表示で区分し、説明しています。

 警告	この表示の欄は、「死亡または重傷並びに財産の損害を負う可能性が想定される」内容です。
 注意	この表示の欄は、「傷害を負う可能性または製品の寿命をいちじるしく短くする可能性が想定される」内容です。

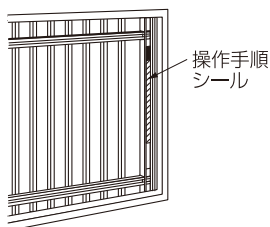
■お守りいただく内容の種類を、次の絵表示で区分し、説明しています。

	このような絵表示は、してはいけない「禁止」内容です。
	このような絵表示は、必ず実行して頂く「強制」内容です。

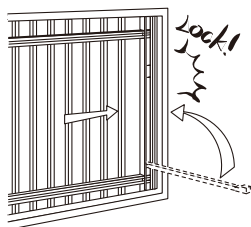
警告

■本製品には樹脂部品が使用されています。合成樹脂は太陽光等に含まれる紫外線や周囲環境（温度・湿度）により、劣化が早くなることがあります。

！非常時には操作手順に従って開放させてください。（操作手順を示したシールをレバーに貼ってあります。）



！通常時に倒したレバーは元に戻し、面格子は必ずロックするまで閉めてください。

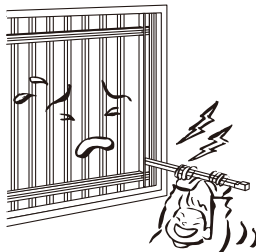


⊘ 格子に物を吊したり、格子と格子の間に物をはさみ込まないでください。



注意

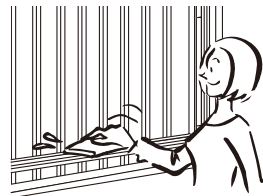
⊘ 倒したレバーにぶら下がったり、無理な力をかけないでください。



⊘ 開閉操作時には、格子の間に手・指などを入れないでください。



！上下の棧にほこり、雨水が付いたときは、こまめに拭きとってください。

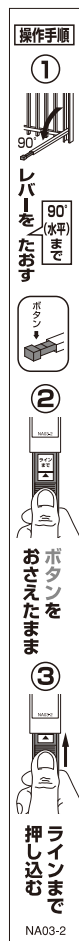
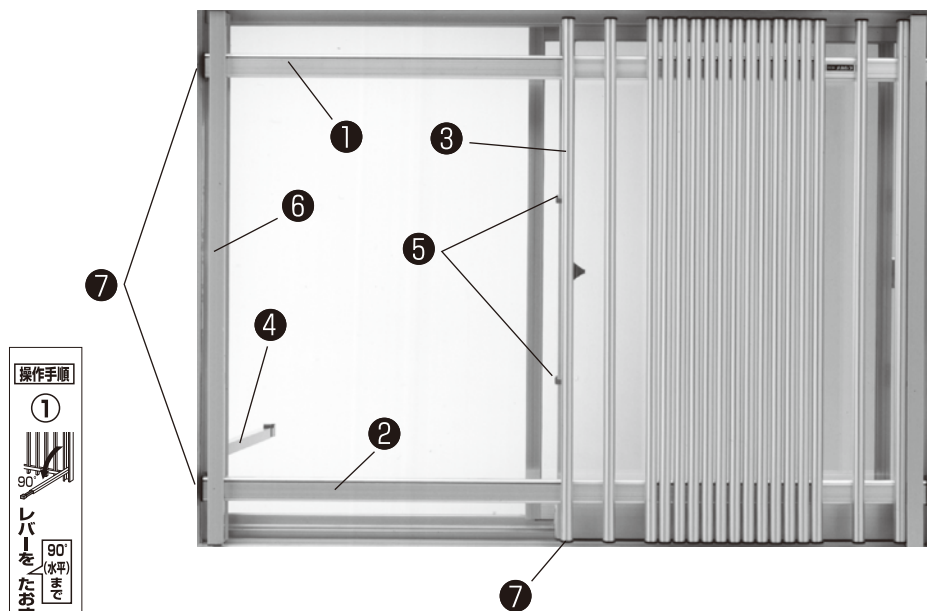


！動作確認を少なくとも年に1回行ってください。

⊘ 絶対に分解・改造は行わないでください。

各部の名称

■面格子ユニットの外観および部品名称(外観姿図)



← 操作手順を示したシール
レバー(4)に貼ってあります。

- ① 上部棧
- ② 下部棧
- ③ 格子
- ④ レバー
- ⑤ ロック用ツメ
- ⑥ レバー取付枠
- ⑦ エンドキャップ

開閉操作の方法

この面格子は開閉型面格子です。面格子を内側から開放するときは、この操作手順に従ってください。なお、操作手順はレバーに貼ってあります。

警告

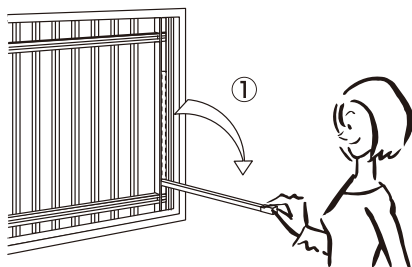
- ⚠ 非常時には操作手順に従って開放させてください。
(操作手順を示したシールをレバーに貼ってあります。)
- ⚠ 通常時に倒したレバーは元に戻し、格子は必ずロックするまで閉めてください。
- ⊘ 格子に物を吊したり、格子と格子の間に物をはさみ込まないでください。
- ⚠ 防犯上、ご就寝時やお出かけの際は、必ず窓を閉じ、施錠してください。

注意

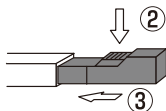
- ⊘ 倒したレバーにぶら下がったり、無理な力をかけないでください。
- ⊘ 開閉操作時に倒したレバーを戻す際は本体開放装置との間に手・指などを挟まないよう注意してください。
- ⊘ 開閉操作時には、格子の間に手・指などを入れないでください。

操作手順

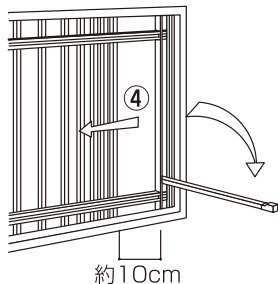
- 1 レバーを手前に、水平になるまで倒す (①矢印の方向) ※図は右勝手の場合です。



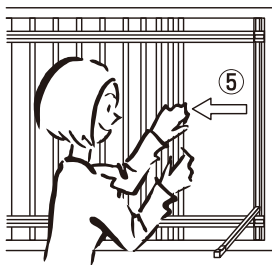
- 2 レバーを水平にし、②のボタンをおさえたまま、③の方向へ柄をラインまで押し込む



- 3 ロックのツメが外れて、格子が④の矢印の方向（開放方向）に約10cm動く



- 4 手で格子を⑤の矢印の方向（開放方向）に動かし、開口部を確保する



窓の寸法が大きい（高さ方向が約150cm以上）場合は、格子が傾かないように、両手で開放方向に動かしてください。

- 5 非常の場合は、すばやく脱出する



日頃の点検について

4

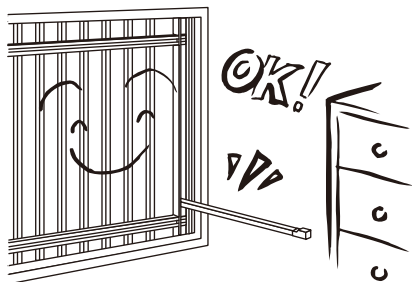
非常時に格子が確実に開閉操作ができて、安全な避難路が確保されるよう、日頃の点検を重要視してください。

⚠ 注意

⊘ 必要以外の開閉操作はしないでください。

点検項目

- 「開閉操作の方法」に示した方法で、確実に開閉できること
- 格子の開閉動作を妨げるような物品を格子と格子の間に置いていないこと
- レバーを手前に水平まで倒せるだけのスペースが、室内側に確保されていること



- 室外側に、避難の妨げるような物品を置いていないこと



- 取付金物・ねじのゆるみがないこと

日頃のお手入れについて

5

日頃のお手入れは、製品を長く、安全にご使用いただくために大切なことです。

■面格子はアルミニウム及び樹脂で作られています。表面に付いたゴミ・ホコリ、雨水等は腐蝕の原因になります。又、部材の摩擦により開閉操作が重くなりますので、定期的な掃除してください。

■海岸地帯や交通量の多い地域は、塩分や排気ガスによる汚損が進みやすいので、こまめにお手入れをしてください。

⚠ 注意

⚠ 上下の棧にほこり、雨水が付いたときは、こまめに拭きとってください。

⊘ 絶対に分解・改造は行わないでください。

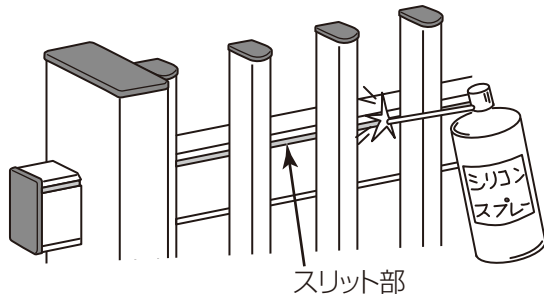
お手入れの方法

■上下の棧には、ほこり、ごみ、異物などが付きやすいので、化学モップなどで念入りにお掃除をしてください。

■洗剤をご使用の場合は、中性洗剤を薄めてお使いいただき、その後カラ拭きをしてください。



■格子やレバーの動きが悪い場合は、市販のシリコンスプレーを上下棧のスリット部とレバーの軸部に注油してください。



商品保証について

当社は、当社の商品に関し、ここに記載の保証期間、補償内容の範囲において無料修理を行うことをお約束します。保証期間中に故障、損傷などの不具合(以下「不具合」といいます)が発生した場合には、まずお取扱いの建築会社、工務店、販売店に修理をご依頼ください。

《対象商品》

当社製面格子商品

《保証期間》

建築会社様よりの引き渡し日から(保証書がある場合は保証開始日から)2年。BL(優良住宅部品認定)製品は建築会社様よりの引き渡し日から(保証書がある場合は保証開始日から)5年。

※改修工事の場合は、改修部分の工事完了日とします。分譲住宅(建売住宅)の場合は、建築主様への引き渡し日とします。保証期間経過後の修理、交換などは有料といたします。

《保証内容》

取扱説明書、本体ラベルまたはその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する“免責事項”を除き無料修理いたします。なお、強風雨時に面格子上下枠に雨水がたまる場合がありますが、これは商品上の特性であり不具合ではありません。

◎お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理についてご不明の場合はお問い合わせください。

◎この商品保証は日本国内においてのみ適用されるものとし、日本国外に納品される商品については適用しないものとします。

《免責事項》

保証期間内でも、次のような場合には有料修理となります。

- ①当社の手配によらない第三者の加工、組立、施工、管理、メンテナンスなどの不備に起因する不具合(例:中性洗剤以外のクリーニング剤を使用したことによる変色や腐食、工事中の養生不良による変色や腐食など)
- ②建築躯体の変形など商品以外に起因する商品の不具合(例:商品を取り付けている建物の柱などが変形すること等により発生する不具合)
- ③商品周辺の自然環境、住環境などに起因する結露、腐食などの不具合(例:塩害による腐食。大気中の砂塵、煤煙、各種金属粉、亜硫酸ガス、アンモニア、車の排気ガス、ガス給湯器の排気ガスなどが付着して起きる腐食。異常な高温、低温、多湿による不具合など)
- ④天災その他の不可抗力またはこれらによって商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合(例:暴風、豪雨、高潮、地震、落雷、洪水、地盤沈下、火災、津波、噴火など)
- ⑤通常の生活条件下では予測することが不可能な現象、商品発売時点で実用化されている技術では予測することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた不具合
- ⑥商品のまたは部品の経年変化(使用に伴う消耗、摩耗など)、経年劣化(樹脂部分の変質、変色など)またこれらに伴うさび、またはその他類似の不具合
- ⑦商品または部品の材料特性に伴う現象
- ⑧引き渡し後の操作誤り、調整不備または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合(例:お掃除や注油等を行わないこと等により発生する不具合)
- ⑨お客様自身の組立、取付、修理、改造(必要部品の取外しを含む)に起因する不具合
- ⑩本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合
- ⑪犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合(例:窃盗を目的に家に入るため商品を破壊すること等により発生する不具合)
- ⑫表示された商品の性能を超えた性能を必要とする場所に取付けられた場合の不具合
- ⑬小動物や虫などの害による不具合(例:犬、猫、鳥、ねずみなどの噛みキズ、引掻きキズ等により発生する不具合)

《補修部品の供給期間について》

商品の機能を維持するために必要な補修部品の最低供給期間は、お引渡し終了後10年間です。ただし、商品販売終了後10年に満たない場合でも補修部品の供給が難しい場合は代替の商品を供給させていただくことでもありますのでご了承ください。

※補修用部品には、商品の機能維持には問題の無い範囲で色やデザインが異なる部品も含まれています。